

令和3年度  
安全装置等導入促進  
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、新たに安全装置等（後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹込み式アルコールインターロック装置、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（Gマーク事業所に限る。))を導入した場合、費用の一部を助成することとし、もって会員の輸送の安全の確保に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象事業者は、協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和3年4月1日から令和4年1月31日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象装置)

第4条 助成の対象となる安全装置等は、会員事業者の保有する奈良県登録の事業用車両に装着したもので、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が認定した次の各号に掲げる装置とする。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方視野確認支援装置（車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側に装着したものに限る。）
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（Gマーク事業所に限る。）

(助成金額)

第5条 助成金額は、以下のとおりとする。

|           | 奈ト協     | 全ト協                           |
|-----------|---------|-------------------------------|
| 安全装置1台あたり | 30,000円 | 取得価格（消費税を除く）の1/2<br>上限20,000円 |

- 2 前項に定める奈ト協の助成金額は取得価格（消費税を除く）から全ト協の助成金額を控除した額を限度とする。
- 3 1社あたりの助成台数は上限を10台とする。
- 4 第4条第1項第1号及び第2号の装置を同時に導入した場合、各装置が助成対象となり、全ト協は車両1台あたり取得価格（消費税を除く）の1/2（上限40,000円）を助成する。

- 5 第4条第1項第1号及び第2号の装置に関し、運行管理連携型ドライブレコーダーと一体型である場合は、ドライブレコーダー機器導入促進助成金を別途申請できる。
- 6 国の補助金が交付された装置に対しては、助成金は交付しない。

(導入方法)

第6条 買取り、リース、割賦いずれについても助成対象とする。ただし、中古品並びにレンタル品については助成対象としない。

- 2 第4条第1項第1号及び第2号の装置については次の各号に掲げる方法により導入した場合に助成対象とする。
  - (1) 新たにモニターと後方カメラ又は側方カメラを同時に導入したとき。
  - (2) 側方視野確認支援装置（モニターと側方カメラ）を導入済みの事業用車両へ新たに後方カメラを導入したとき。
  - (3) 後方視野確認支援装置（モニターと後方カメラ）を導入済みの事業用車両へ新たに側方カメラを導入したとき。
  - (4) 新たに後方視野確認支援装置（モニターと後方カメラ）及び側方視野確認支援装置（モニターと側方カメラ）を同時に導入したとき。この場合、後方カメラ及び側方カメラを1台のモニターで兼用するものを含む。
- 3 故障等により装置のいずれかを改めて導入（買い替え）する場合、導入済みの装置に対する本助成事業の適用の有無に関わらず、前項各号に該当するものとする。

(交付申請)

第7条 この助成金の申請は、様式1「安全装置等導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、協会に申請を行うものとする。

- 2 前項の申請には、前項の様式1で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(処分制限)

第10条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和3年4月1日より適用する。